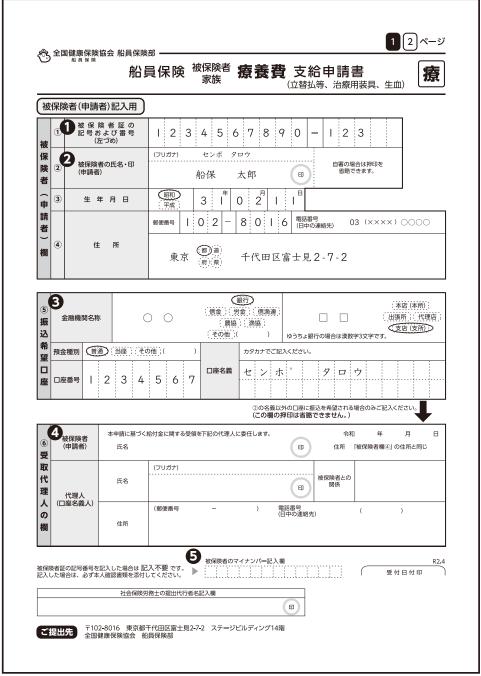
# ■2 入 個

# 療養費 支給申請書(立替払等)



9

船員である(あった)被保険者(疾病任意継続被保険者を含む)の氏名をご記入ください。

被保険者が亡くなられ、生計を同じくされていたご家族の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。(住所・振込口座も同様です。)なお、③欄の生年月日は被保険者のものをご記入ください。

3

ご希望の振込希望口座をご記入く ださい。

預金種別についても、必ず該当する ものに○をしてください。

4

②の申請者名義以外の口座に振込を希望される場合は、必ずご記入ください。

受取代理人の欄の申請者の印は、 ②欄に押印いただいたものと同じ ものを押印ください。

記入内容を訂正した場合は、訂正 箇所に訂正印 (申請者の印) を押印 ください。

5

①の記号番号を記入した場合は、記入不要です。

被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の書類が必要です。\*1 貼付台紙\*2 に⑦④どちらも貼付し、申請書に添付してください。 ②身元確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード (表面) のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、 その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー
- ♂番号確認を行うための書類(いずれか1点)
- ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、個人番号通知のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書
- ※1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。
- ※2 ホームページからダウンロードできます。(印刷環境がない場合は船員保険部までご連絡ください。)

#### ご提出先

〒 102-8016 東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14 階全国健康保険協会 船員保険部



船員保険検索、



A	소대	国健康保険協会 船員保険	<b>ж</b>			1 2 ~-	
ণ্ড —		船員保険		養費 支給申	3 請書 治療用装具、	生血)	
被	保険	者(申請者)記入用					
	7	<b>受 診 者</b> ※被保険者の場合、 ⑦の記入は不要です。	氏名 船保 花子	生年月日 📑	图和 P成: 30年 合和;	I 月 23 ⊟	
	8	傷病名	左足首捻挫 Amatha Am			3 月 4 日	
	9	<ul> <li>発病の原因および経過</li> <li>予務病の原因および経過</li> <li>✓ ケガ(負傷)</li> <li>→ 別紙(負傷原及風)を添付してください。</li> </ul>					
			医療機関の名称	ろ称 医療機関の所在地		した医師等の氏名	
	10	診療を受けた医療機関等	○○総合病院	東京都〇〇区〇〇		00 00	
			医療機関の名称 医療機関の所在地		診察	診察した医師等の氏名	
_			△△薬局	東京都○○区△△		$\triangle \triangle  \triangle \triangle$	
申請	(	Ð	中成				
内容		診療を受けた期間	上記の期間に入院していた場合は、その (平成) 年 月 (令和)	期間 日から 平成 年	月	日まで日数日	
	12	診療に要した費用の額	9 , 6 0 0 円 海外で診療を受けた場合は、国名と通貨単位をご記入ください。 (国名: ) (通貨単位: )				
	13	診療の内容	病院で診察して痛み止めを処方された。				
	14	療養費の支給申請の理由	○ 入社して関もなく、被保険者     ○ 緊急やむを得ず受診し、被保険     ○ 誤って他の保険者の被保険     ○ 治療用装具を作成したため     ○ 海外で急な病気やケガなど     ○ その他     ○ 理由	≿ø ¯			

6

病気 (疾病) の場合は、発病時の状 況を記入してください。(わからな い場合は、「不詳」とご記入くださ

ケガ(負傷)の場合は、別紙「負傷 原因届」を添付してください。

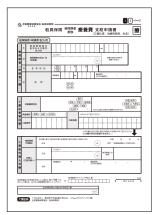
診療を受けた期間の始めと終わり の日をご記入ください。 日数は診療を受けた日の数をご記 入ください。

8

領収書 (領収明細書) に記載されて いる金額をご記入ください。

# 申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

### 1/2ページ



### 2/2ページ

(8) マルス・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロース・ロー								
(後開発中国教)紀入市)								
	œ	SES PREMIUM PR	ne .	1000	8	*		
	æ	* * *		現実また立 発剤を行行	388	*	и	B
	*	RACHERATER	- AC MAN - RACCESSALUES - 27 900 - 300 YARRIGHER 2015 C C C L L					)
中跳力容		2000日でに次の数別を	GRESCON	EMBRON			CHIPPON	
	ю	<b>日前を受けた期間</b>					),, ),,	
	9	記載に関した影響の数	M (M6: ) (MM6: )					
	10	比赛の内容						
		製造物の含然を扱う認識	20.5 C 1994 C 4997820 PM C 499-526					

申請書は、家族(被扶養者)の 療養費支給申請であっても、 被保険者ご自身がご記入ください。

被保険者が亡くなった場合は、 生計を同じくされていたご家族の方が ご記入ください。

# 添付書類をご用意ください。

医療費を自費で支払ったとき (立替払)	<ul><li>●診療内容を記載した証明書</li><li>診療明細書 (傷病名の記載があるもの)</li><li>●領収書 (領収明細書)の原本</li><li>診療に要した費用を証明した領収書の原本</li></ul>				
国民健康保険など他の保険者の 保険証を使用したため、 医療費の返還を行ったとき	●診療報酬明細書 医療費を返還した保険者から交付を受けた診療報酬明細書 (封かんされているときは開封しないで封筒ごと添付してください。) ●領収書の原本 返還請求された金額を支払ったことを証明する領収書の原本				
限度額適用・標準負担額減額認定証を 提示しなかったことにより、 入院時に支払った食事療養費を 減額されない金額で支払ったとき	<ul> <li>●限度額適用・標準負担額減額認定証の写し</li> <li>上記の証をお持ちでない場合で、被保険者が市区町村民税非課税の場合は、マイナンバー記入欄マイナンバーを記入し、本人確認書類を添付してください。詳しくは、1ページをご覧ください。</li> <li>●領収書の原本 食事療養について支払った費用を証明した領収書の原本</li> </ul>				
生血液を輸血したとき	●輸血証明書 輸血回数が記載されたもの ●領収書の原本 血液にかかる費用額や移送にかかった費用額の内訳が記載されている領収書の原本				
▼ 上記の添付書類の他、以下のケースに該当する場合、追加で添付書類が必要です。					
ケガ (負傷) による申請の場合	●負傷原因届 ※				
第三者による傷病の場合	●「第三者行為による傷病届」 ※				
被保険者が亡くなられ、 生計を同じくされていた ご家族の方が申請する場合	●亡くなられた方の「住民票除票」 および申請者の 「住民票」 ●被保険者との続柄がわかる 「戸籍謄本」 等				
臍帯血を搬送した場合等	<ul><li>●領収書の原本 搬送に要した費用を証明した領収書の原本</li><li>●以下の事項を記載した医師または歯科医師の意見書 傷病名、搬送理由、搬送元・区間(詳細な経路)・期間・回数</li></ul>				

※ホームページから印刷できます。(印刷環境がない場合は、船員保険部までご連絡ください。)

## 療養費の支給要件等

#### 支給を受ける条件

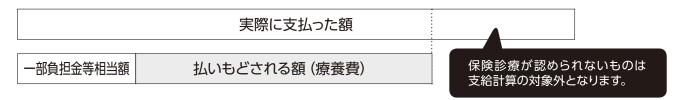
やむを得ず保険証を提示できず自費で受診したときなど、次に該当する場合に、船員保険部がやむを得ないと認めたときに療養費が支給されます。

- 保険証の交付を受けるまでの間に傷病にかかり、被保険者資格があることを 証明できないため、自費で診療を受けたとき
- 2 近くに保険医療機関がなく、緊急を要するためやむを得ず船員保険が利用できない 医療機関で診療を受けたとき
- 配 部員保険の加入期間に、資格がなくなった他の保険者(国民健康保険など)の保険証を使用して診療等を受け、医療費の返還を行ったとき
- 4 限度額適用・標準負担額減額認定証 (※) を提示しなかったことにより、入院時に支払った 食事療養費を減額されない金額で支払ったとき
  - ※被保険者の市区町村民税が非課税である場合、船員保険部に負担額減額申請を行うことで発行される医療費(自己負担額)や入院時の食事代が減額される認定証です。
- **5** 生血液の輸血を受けたとき(保存血を輸血した場合は、原則、保険診療の対象となるため 療養費を請求する必要はありません。)
- 6 臍帯血等を搬送したとき

#### 支給額

申請書に添付された診療報酬明細書等により、船員保険部が「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法 (診療報酬点数表)」に基づき計算した額から、一部負担金等相当額 (加入者が負担すべき額) を差し引いた額が、療養費として支給されます。

実際に支払った額 (返還した額) の中に保険診療が認められていない処置や薬剤、病気の予防を目的とする予防注射等の費用が含まれている場合は、療養費の計算から除かれます。



臍帯血等を搬送したときは、この算定方法によりません。詳細は船員保険部へお問い合わせください。